

武田薬品工業株式会社との環境保全の協定(案)に対する意見について

57件:237項目(パブリックコメント終了まで)

協定書					
		意見	市の考え	市の対応	修正
第1条	目的	・安全推進の目的に「住民の安全」も加える。	・基本的には当事者は、新研究所の影響を最も受ける地域住民と考えます。		無
		・「地域住民」を情報公開同様に「市民」とする。			
		・新研究所の意義と人間の生活環境への影響をについて記述する。			
第2条	事業者の責務				
第3条	鎌倉市の指導・助言	・協定書の記述について、“できるものとする”、“行うことができる”を”行う”にすべき。	・協定書の効力としては、同様と考えます。		無
		・環境保全上必要と認められた範囲内で具体的指導内容を明記する。	・指導・助言は、協定全体に渡るのもであり、具体的に明記することは難しいと考えます。		無
		・管理、監視方法についてに明確する。抜き打ちの内部監査の実施。	・それぞれの条文に沿った対応をしていきます。立入検査等は、基本的に予告なしで行います。		無
第4条	リスクコミュニケーション	・リスクコミュニケーションについて具体的な内容が不明。武田薬品・市役所・地域住民を含めたコミュニケーション機関(例:安全協議会)等を設置し、話し合いを常に求める条件を決めておくべき。	・リスクコミュニケーションを図るため、地域住民・市・武田薬品工業による意見交換の場の設定が必要と考えます。	・今回の案には反映できませんでしたが、協議を継続します。	無
		・「リスクコミュニケーションを図るための仕組み(環境安全協議会の設置など)を構築する」とする。			
		・市民(代表)も取り入れた3者によるリスクコミュニケーションが大前提。			
		・地域住民との定期的に話し合いを行うことを明記する。			
		・「地域住民」を情報公開同様に「市民」とする。	・基本的には、当事者は、新研究所の影響を最も受ける地域住民と考えます。		無
		・住民の安全・安心を確保するため、具体的な内容を示す必要がある。	・この条文では、市及び武田薬品工業の果たすべき理念を示していると考えています。		無
第5条	情報公開	・施設内での研究内容及び使用する実験動物の詳細について定期的に住民へ情報公開することを義務付けて欲しい。	・管理項目を定めているデータは、定期的に報告され公開の対象となります。	・覚書案第9条3に、「常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める」との項目を加えます。 ・武田薬品工業は、ホームページ等を通じて情報の公開に努めていくことを確認しています。	有
		・武田薬品は施設が安全に運転されいてるか住民が判断できる安全管理についての情報を定期的、必要に応じ随時に開示する。			
		・住民感情に配慮した情報開示の徹底			
		・武田薬品は住民が判断できる安全管理についての情報を定期的に公開する義務がある。			
		・排水、排気を常時モニタリングし住民にリアルタイムに公開すること。			
		・住民の安全・安心を確保するため、具体的な内容を示す必要がある。	・この協定の規定に基づき提出された資料全てが、鎌倉市情報公開条例に基づく公開の対象であると考えます。		無
		・情報公開をどのような範囲、方法で行うか明確にする。	・協定の当事者として必要な役割を果たしていきます。		無
		・鎌倉市主導のもと鎌倉市民に対し十分な情報公開を実施するように改める。			
		・市民の生命及び財産の安全、保護に重要な影響を与える情報について公開することを明記する。	・情報の公開については、鎌倉市情報公開条例の規定に基づき判断していきます。		無
		・1ヶ月に1回など期間ごとに実験内容を公開する。	・実験内容の公開は企業情報のため難しいと考えます。	・武田薬品工業の自主的な情報公開については、市からも積極的に働きかけています。	無
		・燃料の使用量・削減計画の明示・公開。	・測定データは、できる限り公開することが望ましいと考えます。	・覚書案第9条3に、「常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める」との項目を加えます。 ・武田薬品工業は、ホームページ等を通じて情報の公開に努めていくことを確認しています。	有
		・ガスと含有物質を常時観測し結果を常時公開する。鎌倉市と藤沢市は管理・監督を担当する。			
		・P3の細菌を扱う場合、住民に情報を公開すること。	・武田薬品工業からこの協定に基づき書類が提出された場合は公開の対象となります。	・神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針に基づいて、バイオテクノロジー作業の概要を鎌倉市に提出する旨の条項を覚書第5条3に追加します。武田薬品工業からこの条項に基づいて提出された書類は公開の対象となります。	有
第6条	温室効果ガス対策	・”その他の物を燃焼”を「実験動物焼却」と名言し、一般にも伝わりやすするすべき。	・燃焼させるものの例示として、現在の表現が適当と考えています。		無
		・「物を燃焼させる設備」とは動物実験焼却炉のことなので記述を削除する。			
		・「燃料その他のものを燃焼させる」を「実験廃棄物や動物死骸」と明瞭に記述すべき。			
第7条	大気汚染防止対策	・すべてゼロベースにする。測定の内容について明確にする。稼働前の研究所周辺の環境調査を行い、稼働前後の環境変化について地域住民に公開する。	・稼働前後の環境調査については、神奈川県環境アセスの中で調査し公開しています。		有
		・管理計画の内容を稼働前に明らかにし住民の同意を得てから稼働すべき。	・管理計画については、法令に基づき藤沢市に届出を行い承認されているものであり、新たに住民同意を得てからということは難しいと考えます。		無
		・研究棟からの大量汚染ガスの排気につて、そのモニターを乙に義務付けるべき。	・協定に基づく測定データは、できる限り公開することが望ましいと考えます。	・覚書案第9条3に、「常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める」との項目を加えます。 ・武田薬品工業は、ホームページ等を通じて情報の公開に努めていくことを確認しています。	有
		・排ガスの調査についてはジェット気流等でも分析できる「3Dの環境調査報告書」を至急作成してほしい。	・県の条例に基づく環境影響評価の手続きの中で、予測方法についても事前に県の審査会で審議された後に、県の技術指針等に基づいた方法で予測評価を実施しています。		無

第 8 条	水質汚濁防止対策	・すべてゼロベースにする。測定の内容について明確にする。稼動前の研究所周辺の環境調査を行い、稼動前後の環境変化について地域住民に公開する。	・稼動前後の周辺の水質環境調査は、下水道への排出のため実施する必要がないと考えています。		無
		・水処理施設を武田独自で所有し浄化してからの排泄を徹底すべき。	・処理水については、藤沢市の排除基準に従い、下水道に排水することを確認しています。		無
		・可能な限り施設内処理につとめ、実験施設以外から出る生活排水のみ公共下水に接続する。			
		・自社廃水処理装置を研究所内に設置する。排水公害防止協定を実現して欲しい。			
		・排水は研究所内で処理、循環して施設内で使えるくらいの浄水所を併設する。			
		・研究所は自社排水処理装置を設け、バイオ危険物を門前で回収すべき。			
第 9 条	騒音、振動防止対策	・すべてゼロベースにする。測定の内容について明確にする。稼動前の研究所周辺の環境調査を行い、稼動前後の環境変化について地域住民に公開する。	・稼動前の環境調査については、神奈川県環境アセスメントの手続きの中で調査し、予測評価書として提出・公開しています。稼動後も事後調査を実施して、事後調査報告書を県に提出し、当該報告書も市役所での公開を予定しています。		有
		・騒音・振動・悪臭について管理目標を設定しても、地域住民の感じ方には個人差があるため「苦情があった場合直ちに対処する」に改める。	・協定案第25条の苦情処理対応で可能と考えます。		無
第 1 0 条	悪臭防止対策	・すべてゼロベースにする。測定の内容について明確にする。稼動前の研究所周辺の環境調査を行い、稼動前後の環境変化について地域住民に公開する。	・稼動前の環境調査については、神奈川県環境アセスメントの手続きの中で調査し、予測評価書として提出・公開しています。稼動後も事後調査を実施して、事後調査報告書を県に提出し、当該報告書も市役所での公開を予定しています。		有
		・騒音・振動・悪臭について管理目標を設定しても、地域住民の感じ方には個人差があるため「苦情があった場合直ちに対処する」に改める。	・協定案第25条の苦情処理対応で可能と考えます。		無
		・悪臭法防止に基づいて臭気強度2. 5を下限と規定すべき。	・臭気強度2.5は臭気指数10から15に該当し、悪臭の管理目標値と一致しています。		有
第 1 1 条	緑地の保全				
第 1 2 条	化学物質の安全管理	・「公共下水等への排出を”抑制する”」程度の安全管理で十分なのか。”排出を極力無くす努力をする”レベルの義務を課さないと、環境・安全の目的に合わない気がする。	・化学物質等を含む廃液は回収を徹底し廃棄物として処分することで実効性があると考えます。		無
		・有害物質排出基準値・目標値の明確化について、根拠法令の記載あるいはマニュアル提出等を、協定書もしくは覚書に記載し明確にする。	・有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者自ら把握し、毎年、都道府県を経由して国に届出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組み（PRTR法）に準じて行っており、協定書・覚書に記載する必要はないと考えます。		無
		・化学物質の安全管理の独自マニュアルの明示及び公開を求める。	・行政が立入検査等を行う際に確認を行います。	・安全管理に関するマニュアルの公開を要請していきます。	無
第 1 3 条	バイオテクノロジー作業の安全管理	・P4の実験は絶対行わないと条文にうたうべき。	・現在、P4レベルの病原体を扱う施設はなく、また、P4レベルの取扱いが必要な感染症法的一种病原体の取扱いは法律で禁止されているため、記載の必要はないと考えます。		無
		・バイオテクノロジー作業の安全管理の中にある「自主管理マニュアルの作成」を義務付けているが、このマニュアルの有効性等について外部第三者機関に評価させることで実効性が保たれると思う。	・第13条の自主管理マニュアルは公開予定になっており、評価が可能と考えます。	・安全管理に関するマニュアルは公開を予定しています。	無
		・P3施設、バイオハザードについて不安を抱く市民が多い観点から、覚書には重要な除害機器のHEPAフィルターについて管理状況（差圧の記録、更新記録）の開示が必要と考える。	・管理状況は、行政の立入時に確認します。		無
第 1 4 条	微生物の安全管理	・排気中の微生物検出など排気を常時検査し監視するための必要な措置を講じる条項を盛り込む。	・滅菌処理や高性能フィルターにより微生物が大気中に排出されない設備になっています。		無
		・定期的に微生物培養試験を行う。P3、P4レベルの病原菌は取り扱わないことを協定書に明記する。	・事業活動を制限することは法令の裏づけがない場合には、難しいと考えます。		無
		・バイオセーフティレベル レベル4の病原体は扱わない。	・武田薬品工業からは、現在感染症の研究の計画やP3レベルの遺伝子組み換え実験・研究を行う予定はなく、また、P3レベルの毒性の強い病原体も保有していないと聞いています。		
		・「生物兵器になるような高濃度のウイルス実験は行わない」「院内感染に象徴される多剤耐性ウイルス菌の実験は行わない」ことを武田薬品工業㈱代表取締役長谷川社長と鎌倉市長の直接交渉で決めてほしい。	・現在、P4レベルの病原体を扱う施設はなく、また、P4レベルの取扱いが必要な感染症法的一种病原体の取扱いは法律で禁止されているため、記載の必要はないと考えます。		
		・「PSレベル4の病原体の取扱いは行わない」「P4実験室の設置は行わない」を追加する。			
		・ウイルス、細菌等の管理が、住宅近接地域で行う管理だとは思えない。			
第 1 5 条	実験動物の管理	・飼育管理について鎌倉市による第三者立入り検査を最低でも半年に2回以上実施して欲しい。	・動物実験の状況は、行政の立入時に確認します。		無
		・実際に基準が守られているかを把握するための第三者によるチェック体制と権限が必要。			
		・第15条が遵守されるよう厳しく立入り検査すること。			
		・実験動物の管理方法を明確にし、公開する。	・実験動物の詳細については企業情報のための公開は困難なものと思います。また、研究内容については企業情報のため情報を得ることは困難なものと思います。なお、実験内容の一部は公の論文として公表されます。		無
		・苦痛の軽減に関する基準について具体的に武田薬品が定めるガイドラインを情報公開することを要望する。			
		・動物愛護にのっとった3Rの実施と住民への情報開示を協定案に盛り込む。	・関係法令に基づき、動物実験の3Rの原則を遵守することを確認しています。		
		・第15条の記載内容では基準が遵守不透明のため、年間の各動物種及びその動物実験数の情報公開を求める。			
		・動物実験を削減することにより焼却される動物の死体を削減する努力をすることを武田に確約させるべきである。「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」についても遵守を確約させるべき。	・武田薬品工業は、動物実験を行うにあたって、動物実験の基準についての理念の3R（代替、削減、苦痛の軽減）に基づき、動物実験委員会など法令等を遵守して行うとしています。また、iPS細胞を利用するなど、なるべく動物を使用しない実験に努めるとしています。		無
		・3R、動物実験の削減、厚生労働省所管の”動物実験などの実施に関する指針”遵守を明記する。			
		・「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針：文科省」・「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」・「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等遵守すること。			
		・第15条（実験動物の管理）に3Rの遵守を加えて欲しい。			
		・動物愛護管理法の3Rの原則や第15条の方針を守り証明する第三者を介入するシステムの確立が必要。			
		・実験動物の福祉に基づいた動物飼養を検討して欲しい。			
第 1 6 条	放射性物質の安全管理				
第 1 7 条	廃棄物対策	・実験動物焼却の外部委託の義務			

		・使用済実験動物の焼却については、外部専門業者に委託して焼却する。 ・実験動物焼却は外部委託にする。 ・実験動物については専門業者に委託処理する。	・現行法令上では武田薬品工業に実験動物処理の外部委託を強制することはできませんが、市では住民の皆様からの要請等を受け、武田薬品工業に外部委託の検討をお願いしてきました。	・引き続き武田薬品工業に外部委託の検討をお願いするとともに、住民の皆様に対する十分な説明や動物利用量の減等について積極的に取り組むよう要請します。	無
第 1 8 条	災害、事故防止対策	・地域住民(町内会)と消防署も参加した避難訓練の定期的実施 ・地域住民に対する保護について記載がない。地域住民と消防署による避難訓練を行い、訓練方法の改善や創意工夫に甲、乙共に努めるべき。 ・最低、年に一度の町内会と消防署による避難訓練と緊急連絡方法の確立。 ・地域住民と合同の防災訓練を年に1回行う。	・避難訓練を含む防災対応については武田薬品工業と両市の消防署が協議しています。地域を含む防災訓練については、地元自治会等から要請があるようならば、今後の協議の対象としていきたいと考えます。		無
		・事故時の地域住民への緊急連絡及び避難に関する具体的計画の設定	・避難が必要な事故が発生した場合には、速やかな対応ができるように体制や方法を整備し、周知する必要があると考えます。	・速やかな協力体制が取れるよう協議していきます。	有
		・「周辺地域」を「周辺3キロ圏内」とする。	・具体的に記載すると地域が限定されてしまうと考えます。		無
第 1 9 条	地震対策	・地震対策で、建築基準法に研究所の基準がない。バイオハザードのリスクが高い大規模施設が新築されるのはもつてのほか。	・武田薬品工業は、最新の耐震・免震構造により、新研究所は阪神・淡路大震災クラスの地震にも耐えうると説明しています。		無
第 2 0 条	環境安全組織の整備	・4項を追加する。「乙は環境保全のため第6条から第19条の業務に関し、管理規定、管理要領、マニュアルを作成し、甲に提出する」		・安全管理に関するマニュアルの公開を要請していきます。	無
第 2 1 条	施設の維持管理	・保守点検整備は第三者の立会を元に行い、鎌倉市はその結果を市民に公表し安全性を確実に確保するよう改める。保守点検については鎌倉市が確認するよう改める。	・保守点検の状況については、行政の立入時に確認し記録します。		無
第 2 2 条	事故時の措置	・事故時の住民の具体的避難計画を明記する。 ・武田薬品は汚染の発生(発生の恐れ)の場合、サイレンや放送による周辺住民への周知を行い、社員による住民避難誘導と安全確保を優先することを明記する。 ・事故は大小にかかわらず全て鎌倉市に報告するよう改める。 ・地域住民への連絡は速やかに行う(乙→甲→町内会→住民では時間がかかる) ・施設の安全性に不安があるときは、抜打ち検査等を行う。 ・事故が発生した場合、管理目標値を上回った場合、その原因が解明されるまで研究所の操業は停止する。 ・「地域住民」の定義を協定書に書き込む。玉縄地域に限定にせず「敷地から3キロ圏内に居住または通勤・通学する者」とする。	・避難が必要な事故が発生した場合には、速やかな対応ができるように体制や方法を整備し、周知する必要があると考えます。 ・すべての事故を行政に報告する必要性は低いと考えます。 ・避難が必要な事故が発生した場合には、速やかな対応ができるように体制や方法を整備し、周知する必要があると考えます。 ・事故時には協定書案第26条の対応を行います。 ・藤沢市とも連携しながら立入検査等を実施し、安全性の確認を行います。 ・事故時においては、その内容によっては、藤沢市と連携しながら操業の停止を求める可能性はあります。 ・事故時の対応は、地域に居住する住民の他、学校、施設も対象にすべきであると考えます。また、事故の度合いにより範囲も広がると考えます。	・速やかな協力体制が取れるよう協議していきます。	無
					無
					無
					有
					無
					無
第 2 3 条	測定及び報告	・甲乙で協議して定めるに甲乙丙(地域住民)で協議して定めるに変える。 ・測定・立入検査は乙と住民にて行う。 ・「協議」を「甲乙ならびに地域住民で協議して」に変更する。 ・藤沢市は武田薬品に対し随時報告を求め、研究所内の安全性に必要な検査を行うことができるものとする。 ・乙は電光掲示板などで地域住民が容易に視認できる方法で測定したデーターを公開、測定のつどを更新する。 ・測定結果は随時公表し、測定結果は永久的に保存するように改める。排煙する時間の制限、排煙する時間帯を公表するよう改める。 ・武田薬品は研究所の各排気口・排煙口に測定器を取り付け、排気される成分内容の数値を鎌倉市・武田薬品のホームページおよび研究所正門などに電光表示ボードを設置しリアルタイムで表示する。 ・現在に限らず近未来の法律で汚染物質に認定される可能性のある物質も含めて測定すべき。測定は、研究所敷地のすぐ外で鎌倉市と藤沢市が長期観測すべき。 ・実施方法として、水質、大気の測定は研究所の出口で行うと付け加える。	・武田薬品工業が、協定に基づき自主的に行う測定であり、協定当事者である市と武田薬品工業で協議することが適当と考えます。 ・測定データは、できる限り公開することが望ましいと考えます。 ・現行の法令基準に沿った対応が基本になると考えます。 ・水質は最終放流口、大気は煙道で測定すると確認しています。	・覚書第9条3に、「常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める」との項目を加えます。 ・排気のNOx等を正面玄関にある守衛室内でリアルタイムに閲覧可能にする予定と聞いています。 ・騒音・振動については現在表示しているモニターを引き続き運用する予定と聞いています。	無
					有
					無
					無
第 2 4 条	立入検査等	・住民代表は市長に対し、緊急の抜き打ち検査を要求する権限をもつものとする。 ・甲だけでなく、環境安全協議会参加地域住民代表も立入り検査をできるようにする。 ・施設の立入りに関しては鎌倉市の立入りと地域住民及び第三者からなる監視の立入りを保証する。 ・立入調査等に同行できる市民を広域の人にする。 ・測定・立入検査は乙と住民にて行う。 ・住民が選んだ専門家、住民、行政の三協議会を設置する。抜打ちでの研究所内の立入り調査を実施することができる。 ・被害発生を未然に防ぐために、住民及び鎌倉市が主導権を握り、鎌倉市による査察を強制的に行うなど、もっと強く積極的に意見できる言い回し条文を盛り込むよう改善を求める。	・立入りは、必要に応じ行政職員が行います。 ・この協定は、お互いの信頼関係に基づきその目的達成のために締結するものです。		無
					無
第 2 5 条	苦情の処理	・地域住民からの全ての苦情の報告義務と迅速な対応 ・乙は地域住民から寄せられたすべての苦情について甲に報告する。 ・乙は受けた苦情を全て甲に報告すること。甲はこれをすべて公開することと規定すべき。 ・「乙へ寄せられた全ての苦情については」に改める。 ・鎌倉市は「武田薬品対応の専門チーム」を立ち上げ、随時、鎌倉市民の苦情・意見を受入れ鎌倉市が武田側に申し入れるべき。苦情および指導は鎌倉市が主導で行うよう改める。	・鎌倉市へ寄せられた苦情・意見は、随時武田薬品に申し入れます。指導については許可権限のある藤沢市と連携を取って行います。	・苦情については、新研究所のホームページ等を活用して公表していくよう働きかけます。	無
					無
第 2 6 条	被害発生時の措置	・協提案には「賠償」についてふれていない。「地域住民の健康または財産に被害を及ぼした場合には、法の定めるところに従い誠意を持って賠償を保証する」などの文章を付け加えて欲しい。 ・被害発生時の補償 ・「対処しなければならない」では実効性に乏しいので、損害を賠償するという書き方にする。			

		・被害発生時には、加害者である乙の謝罪と補償義務を定める。 ・誠意を持って対処ではなく、補償すべき。具体的補償内容についても考慮すべき。 ・誠意を持ってを「補償」に改め明記する。 ・苦情処理、事故の措置については補償を協定の中に明記する。甲より研究所に対し操業停止勧告を規定する必要がある。 ・ウィルス事故が発生したときは武田が全て補償するという協定を定めて欲しい。 ・事故発生時の補償を明記すること。 ・事故あるいは公害の発生による住民への補償について規定しておくべき。 ・人間の健康と動植物に異常が発見されたときは市長は直ちに操業停止を命じる。損害は武田薬品工業㈱が補償することを記述する。	・新研究所の稼動が原因で地域住民の皆様被害が発生したのであれば、武田薬品工業が、協定に規定あるなしに関係なく関係法令に基づき、場合によっては、補償や賠償を行うことになると思います。		無
第27条 第28条	環境保全教育の徹底 違反時の措置	・行政が操業停止の措置等具体的な対応内容について明記する。 ・乙の違反に対する罰則を違反の程度に応じて規定しておくべき。 ・協定違反時の操業停止命令 ・乙が甲の指示を履行しなかった場合及び、環境汚染が発生し救急対策を行う必要がある場合は甲は乙に対して研究所の操業の一時停止、業務停止命令を指示することができる。 ・1項の中で「武田薬品がこの協定に定める事項に違反した場合、市役所は武田薬品に対して必要な指示を行うことができる」と記載されている「必要な指示」の具体的な内容を知りたい。 ”安全性が確認されるまでは(市民の理解を含め)稼動の停止を命じることができる”ぐらいの記載がないのであれば、協定の実効性に疑問を感じる。 ・”違反した場合は事実を外部へ公表し、改善を求めた上で改善がされない場合は稼動の停止を求める”としたところだが、危険なバイオ関連施設でもあり、事故発生の場合はただちに稼動停止命令を出すことが市民(住民)の安全にとって大切である。 ・鎌倉市は武田の運営状況を常に監視・把握し、その結果を随時鎌倉市ホームページで公表するように改める。 ・鎌倉市は研究所内の状況を随時詳しく知ることができるように改め、内容については鎌倉市のホームページ、武田薬品のホームページ上に掲載する。 ・協定書の記述について、“できるものとする”、“行うことができる”を”行う”にすべき。 ・武田薬品が条例等に違反した場合また疑義がある場合には、藤沢市及び鎌倉市は市長判断により抜き打ち検査を行うとする。	・措置の内容については、個々に判断していくことになります。 ・違反の内容によっては、藤沢市と連携しながら操業停止を求めていく可能性はあると考えます。		無
		・鎌倉市は武田の運営状況を常に監視・把握し、その結果を随時鎌倉市ホームページで公表するように改める。 ・鎌倉市は研究所内の状況を随時詳しく知ることができるように改め、内容については鎌倉市のホームページ、武田薬品のホームページ上に掲載する。 ・協定書の記述について、“できるものとする”、“行うことができる”を”行う”にすべき。 ・武田薬品が条例等に違反した場合また疑義がある場合には、藤沢市及び鎌倉市は市長判断により抜き打ち検査を行うとする。	・武田薬品から提出された書類は文書公開しますが、鎌倉市のホームページに武田薬品工業の運営状況を掲載することは困難と考えます。 ・協定書の効力としては、同様と考えます。 ・違反が判明すれば、藤沢市と連携しながら抜き打ちの立入検査等を行います。	・覚書第9条3に、「常時監視している測定データについては、地域住民が見ることができるように努める」との項目を加えます。 ・武田薬品工業は、ホームページ等を通じて情報の公開に努めていくことを確認しています。	無
					無
					有
第29条	覚書				
第30条	その他				
別表	(管理目標)				

覚書

第1条	・管理目標を設定するにあたり研究所稼動前の現状調査を実施。稼動後は住民参加の定期的モニタリングの実施。この実施が無い場合は稼動してはならない。	・稼動前後の環境調査については、神奈川県環境アセスの中で調査し公開しています。		無
第2条	・水質汚濁と同様、土壌汚染についても協定書へ約定、覚書に管理目標を追加する。 ・管理目標値について具体的に基準値の説明(測定頻度、期間など測定方法の具体的説明)を要求する。 ・甲乙並びに環境保全協議会が協議した上で乙が必要に応じて見直し、甲に報告する。 ・研究所の稼働時間を制限し、稼働時間を公表するように改める。 ・物質によって人体にどのような影響があるか、どのような症状が出るかの説明を管理目標に明記する。	・施設の建物内で実験は行われ、場内の処理水は下水道に排出されるため、土壌が汚染される可能性は極めて低いものと考えます。 ・覚書の中で、基準値、測定頻度、測定方法等について定めています。 ・協議の場の設定については、別途協議しますが、管理目標は必要に応じて見直すべきと考えます。 ・研究所内のそれぞれの施設、設備において稼働時間が異なるため、制限することは難しいと考えます。 ・管理目標は、法令の基準値と同等もしくはそれより厳しいものであることから、排出の基準を満たしていれば人体への影響はないものと考えます。藤沢市と協力して、武田薬品に対しては、稼動後の状況を踏まえながら今後も管理目標について協議していきます。	・今回の案には反映できませんでしたが、協議を継続します。	- 有 - 無 - 無 - 無
第3条	・内容を協定中に盛り込む。	・必要に応じて見直しを行っていくために、変更手続きが容易な覚書にしています。		無
第4条	・”記録の保全年数が3年”は短い。想定外の事象も懸念されることから、5年程度は保管 ・記録保存期間は数十年にするべき。 ・内容を協定中に盛り込む。	・記録の保存については法令に保存期間が記載されており、それに合わせたものです。 ・必要に応じて見直しを行っていくために、変更手続きが容易な覚書にしています。	・法令の規定以上の保存期間については、武田薬品工業と協議します。	- 無 - 無
第5条	・記録保存期間は数十年にするべき。 ・内容を協定中に盛り込む。	・記録の保存については法令に保存期間が記載されており、それに合わせたものです。 ・必要に応じて見直しを行っていくために、変更手続きが容易な覚書にしています。	・法令の規定以上の保存期間については、武田薬品工業と協議します。	- 無 - 無
第6条	・協定が安全を守る直接対象である玉縄行政区域内の自治会連合会地域の近隣住民にとどまらず、武田薬品の敷地から半径3km周辺、できれば鎌倉市全域の住民に対象枠を広げてはどうか。 ・平成22年9月15日付けで神奈川県公害審査会調停委員会が示した別紙公害調停案を受諾し、同年11月12日付けで乙と調印にいたった調停申請人の条文を加える。 ・内容を協定中に盛り込む。 ・地域住民の範囲を「玉縄自治町内会連合会」で十分と考えるが、より具体的な自治会名を明示した方が分かり易い。	・施設の立入りの同行者は、最も影響を受ける可能性のある周辺住民の方が適当と考えます。居住者に限定するかどうかについては更に武田薬品工業と協議します。 ・必要に応じて見直しが行っていくために、変更手続きが容易な覚書にしています。 ・玉縄地域全体と考えています。		- 無 - 無 - 無

第7条	・”記録の保全年数が3年”は短い。想定外の事象も懸念されることから、5年程度は保管	・記録の保存については法令に保存期間が記載されており、それに合わせたものです。	・法令の規定以上の保存期間については、武田薬品工業と協議します。	無
	・覚書第7条2項（測定の報告と記録）は削除する。	・保存期限が不統一になる恐れがありますので、記録の保存については、一定の基準を設けておく必要はあると考えます。		
第8条				
第9条	・協議について行政と武田薬品のみで行う内容になっているが、地域住民の代表を含めてもらいたい。	・履行状況の確認については、市と武田薬品工業で協議を行い必要な見直しを行っていきます。		無
	・丙（地域住民）を加える。	・リスクコミュニケーションを図るため、地域住民・市・武田薬品工業による意見交換の場の設定が必要と考えます。	・今回の案には反映できませんでしたが、協議を継続します。	無
	・最低年1回、公に話し合いの場を設けることを協定書もしくは覚書に明記する（市・地域住民・武田薬品とで研究所内において武田薬品の研究報告、互いの要求及び回答などのやりとりができる場を設ける）			
	・住民を対象とした報告会（環境データ、苦情、施設改変など）年1回程度開催することを協定書もしくは覚書に明記する。			
	・年1回の協議を甲乙ならびに地域住民の代表による協議会の設置に改める。			
	・事業者、住民が選んだ専門家、住民との対話を年に一度行う。			
	・協議会には甲乙ともに地域住民も入れて協議を行うべきである。			
	・協議回数はその都度見直すべき。	・必要に応じて見直しを行います。		無
	・内容を協定中に盛り込む。	・必要に応じて見直しを行っていくために、変更手続きが容易な覚書にしています。		無

協議会	・協定の上で”住民も参加する環境安全協議会”を設置する。協議会は年1回以上の開催とし、安全管理項目について武田薬品は実施状況、安全確認状況を報告。今後の対策について協議を行う。	・リスクコミュニケーションを図るため、地域住民・市・武田薬品工業による意見交換の場の設定が必要と考えます。	・今回の案には反映できませんでしたが、協議を継続します。	無
	・協議会には住民を代表する者、行政及び住民の推薦する専門家の出席も含み、今後の安全対策について住民は行政とともに武田薬品との合意形成に参加する機会が保証されること。			
	・住民代表（町内会、近隣住民）も参加した安全協議会の設置			
	・甲（市役所）、乙（武田）と共に地域住民（住民の推薦する専門家も含む）も参加する環境安全協議会を設置し、半年に1回程度の開催、住民が武田薬品との合意形成に参加する機会を保証する。			
	・地域住民代表が参加した「環境安全協議会」を設置する。			
	・「武田薬品湘南研究所 周辺住民の安全を守る市民の会」などをつくり専門家を交えて定期的報告検討会などを行ってはどうか。			
	・甲は学識者や公募市民からなる武田薬品工業研究施設環境安全協議会を設置し、定期的に乙から提出された測定数値をチェックし、安全性について乙と協議できるものとする。			
焼却炉	・市民参加の環境安全協議会を設置する（市は武田薬品に対し強力に要求すべき）			
	・焼却炉は稼働しない。	・現行法令上では武田薬品工業に実験動物処理の外部委託を強制することはできませんが、市では住民の皆様からの要請等を受け、武田薬品工業に外部委託の検討をお願いしてきました。	・引き続き武田薬品工業に外部委託の検討をお願いするとともに、住民の皆様に対する十分な説明や動物利用量の減等について積極的に取り組むよう要請します。	無
	・住民が安心できる環境報告書を確認できるまでは、焼却炉の稼働は停止することを強く要望する。			
	・武田自身が動物実験焼却炉を条件のふさわしい場所に建設するか、外部委託を行うことを求める。			
	・焼却炉の試験運転に向けてブルーインパルスのスモーク（色つき煙）の装置で肉眼でも煙の風向、風速等を観察することができれば住人不安の緩和になるのではない	・ご提案として武田薬品工業に伝えます。		無
	・毎日が不安である。実験動物が家の近くで毎日焼却されていると思うとゾッとする。	・不安感が軽減できるよう協定書の締結に取り組んでいきます。		無
	・焼却施設の稼働状況も開示が必要である。		・焼却炉の稼働状況の開示については武田薬品工業に要請していきます。	無
	・焼却炉の性能はWHOの求める水準を満足したものでなければならない。	・焼却炉の機能については、国内法令を遵守したものであることを確認し、藤沢市が焼却炉の設置許可を行っています。		無
	・「動物焼却炉の問題」が最大の不安要素であるため、一条項としていれるべき。	大気汚染防止対策や廃棄物対策の項目に含まれていると考えます。		無
	・動物焼却炉は1基だけで予備が無いため、故障時は市民への報告義務・焼却炉とバグフィルターの作動状態の常時監視と記録の保存など協定で決めておくべき。	・情報公開の中で対応できるものと考えますが、武田薬品工業に対しては、不安を解消できるように少しでも多くの情報を開示するように要請していきます。	・焼却炉の稼働状況の開示については武田薬品工業に要請していきます。	無
	・研究所敷地の中で、1種住宅地との隣接地側になぜ危険施設の焼却炉を建てたのか強く抗議する。			
動物実験	・命を救命する企業が、動物実験をして命を粗末にする研究所の建設について危惧している。	・武田薬品工業は、動物実験を行うにあたって、動物実験の基準についての理念の3R（代替、削減、苦痛の軽減）に基づき、動物実験委員会など法令等を遵守して行うとしております。また、iPS細胞を利用するなど、なるべく動物を使用しない実験に努めるとしています。 ・関係法令に基づき、動物実験の3Rの原則を遵守することを確認しています。		無
	・EU等の先進諸国では、動物実験を極力避ける動きになっているのに、日本には動物実験を具体的に規制する法律もなく、有名企業が大掛かりな研究施設で大々的に動物実験をする、その後進性に日本の現状を見る思いです。			
	・動物実験を一切行わなければ賛成。一匹でも犠牲にするなら建設反対です。			
	・動物実験の代替法に切り換える先進国が多数を占める中、何故アジア最大規模の実験施設を造らなくてはいけないのか？			
	・今からでも動物実験施設の稼働を取りやめて欲しい。			
	・容易に創造できる環境汚染や動物に対する命の見直しが欧米で始まっているなかでの動物実験に反対。			
	・巨大な動物実験の研究所は人の生活圏と相反する施設である。100%環境、人的に安全と言い切れるまで、動物実験所を住宅地に建てるべきではない。			
	・湘南に動物生体実験施設は必要ない。			
	・動物実験の実態を街頭で写真入で伝えているが、多くの人が驚き動物実験は必要ないと言っている。			
	・動物実験施設の稼働に反対。			
	・何の罪もない動物を残酷な目に合せ殺す現状を続けてはいけけない。			
	・これ以上、日本を世界の笑いものにしないで欲しい。恥ずべき国だと世界に知らしめるのをやめて欲しい。			
	・動物実験は科学的にも倫理的にも時代遅れであり、EUを筆頭に先進国の多くで批判される行為になってきている。どうして、同じ感情を持つ動物に拷問できるのか？			
	・ほとんどの動物に効果があるものが人には効果がないとわかっているのに、旧式の実験方法を行うのか？			
	・動物実験は本当に必要か？武田には今あるデータや代替療法で薬の開発をしてもらいたい。			
	・動物実験をできるだけ少なく済むように努力する。			
	・動物実験を増やすような事はしないで欲しい。			
	・動物実験に反対。			
	・動物は人間のために苦しい思いをして死ぬために生まれてくるわけではない。これ以上犠牲を増やさないで欲しい。			

	・アニマルテストフリーで最大の効果とノン副作用の薬作りに力を入れるように働きかけ、鎌倉市の市の存続を望む。 ・動物愛護及び管理に関する法律などが守られているか第三者機関の監視が必要。 ・動物実験倫理委員会は常時機能するように整っているか？委員会に第三者は含まれているか？ ・近くに毎日沢山の動物達が研究の為という名目で殺され続けていることを考えると恐ろしく悲しい。日常生活を明るく生き生きと送ることさえままならなくなる。 ・動物を苦しめ殺して造ったもので人間が健康になるわけがない。 ・武田薬品には現代にあった新しい考えにチェンジして頂きたい。 ・EUなどが中心になって動物実験の代替法へと転換しているなか、まだ日本は神奈川は国民や市民の血税で残酷な動物実験を続けるのか？ ・「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(環境省告知140号)」を加えて欲しい。 ・”動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(環境省告示140号)を募集する”を盛り込む。 ・動物実験をやめ、別の実験方法に変えるか、工場建設は中止にして欲しい。 ・鹿児島県指宿市では環境保全、廃水や焼却炉からの煙などの薬害が懸念され、自然や人に対する危険が未知数なことから「動物実験施設」を建ててはいけない契約を新日本科学とかわした。 ・実験動物の苦痛の軽減についての基準を設けているか明示、公開する。痛みの指標の明確化。 ・実験動物の安楽死の方法を動物種ごと明示、公開する。 ・鎌倉市民である友人は市内で動物実験が行われたくさんの死体が出ている事実を知らなかった。せめて市民には知らせるべきではないか？ ・実験動物委員会、第3者も加えた実験動物倫理委員会を設置。実験動物の削減、動物の種類別使用状況等について報告する。年度ごとに削減目標を定め結果を報告することを協定書に盛り込む。 ・動物実験倫理委員会の設置と住民への情報開示	・武田薬品工業は、動物実験を行うにあたって、動物実験の基準についての理念の3R(代替、削減、苦痛の軽減)に基づき、動物実験委員会など法令等を遵守して行うとしています。また、iPS細胞を利用するなど、なるべく動物を使用しない実験に努めるとしています。	・代替法については、市からも要請します・	無
協定に対する要望	・協定書と覚書に地域住民(丙)の記載を入れるべきである。 ・住民(鎌倉市全域を含む住民)、市、武田の三者協定にすること。 ・企業、行政、市民の3者協定を要望する。 その理由として山口県光市にある武田薬品の工場には「環境モニター制度」というものがある(参考資料:今回の雑誌「ソコト」の付録に企業のCSRというテーマで武田薬品の特集があった) 工場近隣在住の人に客観的チェックをしてもらい定期的なアンケートや日頃と違う気になる事象があれば直ぐ報告する。現在8名のモニターがいる。外から集められた声により工場内では気付きづらい問題点も素早く判明。住民との心地よい関係作りに役立っているそう。 とてもよい試みだと思うため導入していただきたい。 ・2者協定ではなく企業・市・市民の3者協定にする。 ・協定書の中に具体的な安全管理、環境保全についての文言を盛り込み、第三者機関もしくは学識経験者を加え常に武田への監視体制をとることを盛り込むべき。 ・パブリックコメント内容を吟味し、サイド、市としての協定書を作成し住民代表と意見交換した上で、武田へ見直しを求めている欲しい。 ・3者での話し合いが終わった後に、協定書の決議を行うべき。 ・研究所稼働前の現状調査実施および稼働後の住民参加の定期的モニタリング実施 ・地域住民生活の安全保全推進 ・その他必要と思われる安全対策の実施 ・武田薬品に「鎌倉市民及び環境に対しての姿勢」を具体的に示させる条文を追加する。 ・「住民の安全生活を守る」等、近隣住民の安全生活守るための表記を加えてほしい。 ・武田薬品代表取締役社長は、鎌倉市議会において鎌倉市民の健全な生活環境と市民の身体的安全についての保障を確実に実行するという意思を宣言することを求める。その動画を鎌倉市ホームページに公開し、永久的に掲示することを求める。 ・鎌倉市長及び鎌倉市は鎌倉市民の健全な生活環境と市民の身体的安全についての保障を確実に実行するという意思を宣言することを求める。その動画を鎌倉市ホームページに公開し、永久的に掲示することを求める。 ・研究所とは今までに無いもの、まったく新しい物質を研究開発するのが目的。未知の物質はその安全性が推定の域を超える場合がある。開発の手法についても今までとは異なった仕組みを使うことは明らかなだ。現行の法律、法令では対応できない性質も持っている。	・市では、市、武田薬品工業、住民組織の3者による協定締結についても模索しましたが、実現には至りませんでした。 ・民間企業においては住民を含めた協定締結の例が少ないことから、本市と武田薬品工業との間で協定書を締結することに至ったものです。	・武田薬品工業に、環境モニター制度の活用は、地域住民の皆様の声を反映できる方法と考えますので、導入を要望します。	無
	・協定書の第1条の目的で、環境保全や安全、健康等に触れています。			無
	・環境保全協定は、鎌倉市長と武田薬品工業取締役社長名で締結する予定であり、鎌倉市と武田薬品工業がそれぞれ責任をもって対応することになります。			無
	・技術革新、環境の変化、法令の改正など状況の変化に合わせて協定も見直ししていく必要があると考えます。			無
	・安全は、協定書に規定されるまでもなく、何よりも優先します。安全を最優先したうえで、生活環境を保全するとともに、環境保全対策を推進することを目的として本協定を締結する予定ですので、環境保全協定という名称が適切と判断しました。また、第一条(目的)に”地域住民の安全と健康を守る”ことを明記しています。			無
	・武田薬品に多額のお金を払い動物実験施設を建設させたのは大失敗だ。恐ろしい化学物質である薬品を作る企業に多額の税金を払うとは、なんてアサハカ。	・新薬を必要としている方も多くいると考えます。		無
	・茅ヶ崎衛生研究所の安全協定条文を参考に協定書を推し進めるべき。	・衛生研究所を含む他市の事例も参考にしています。遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の 多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)等法整備が進み、詳細な規定があることから、それらを勘案して、今回の協定書案を作成しています。		無
	・協定書は市民・近隣住民の中から裁判員選出と同様の方法で100名を無差別抽出により100名委員会を設置し、その代表者署名当事者に加える。 ・市、武田薬品工業㈱、市民(上述の100名委員会)の三者による年2回程度の定期協議会を設置する。	・リスクコミュニケーションを図るため、地域住民・市・武田薬品工業による意見交換の場の設定が必要と考えます。	・今回の案には反映できませんでしたが、協議を継続します。	無
	・協定書を簡潔に分かりやすくするために、重要な法令のみを協定書に一括まとめて掲載する。	・今後見直しを行う際に参考にさせていただきます。		無
	・責任関係を本協定に記述すべき。	・協定の締結により、各項目についてそれぞれの責任関係が生じるものと考えます。		無
	・施設周囲の動植物の常時観測をする。	・協定案での規定に基づき緑地の保全に努めます。		無
	・草案を鎌倉市民全体に開示してより広い地域の住民の意見を取り入れてほしい。	・協定案に対する市民意見公募は、広報・ホームページ等でお知らせし広く市民の皆様の意見を募集しました。		有

	・環境保全という観点にとどまらず、県及び各省、医療の専門家の全面的バックアップを得ながら慎重に草案をまとめて欲しい。	・許可権限のある藤沢市と連携して協定書案をまとめていきます。		無
説明会				
健康被害	・本当に世界トップクラスのバイオ研究所であり、身体にも一切影響が無いのか？		・健康被害がでないように法令やこの協定を遵守するとともに、環境モニター等の制度の活用を武田薬品工業に働きかけていきます。	無
	・地域住民の定期的な健康被害の調査を行う。			
	・疫学調査・環境モニタリングの実施（武田がやらなければ鎌倉市が実施する）			
	・近隣住民の疫学調査を継続して行う。			
	・健康診断費用の負担について規定しておく。			
建設・稼働について	・周辺環境への影響は大丈夫でしょうか。	・周辺環境については、環境基準を遵守していれば安全とは考えますが、武田薬品工業は、さらなる環境負荷低減を目指して管理目標の設定しました。		無
	・人間は薬では健康になれないし、武田の研究所は環境破壊や環境汚染が目に見えている。			
	・武田薬品工業㈱湘南研究所について日本の未来に強い不安を感じる。			
	・鎌倉市は市のイメージに大きなダメージを与え、鎌倉市の歴史的重要性、環境配慮の実績をこわり”動物の苦しみがいっぱいの市”というイメージに変わることが残念。			
	・武田薬品工業の新薬を創出するための新研究所を稼働をさせてはいけない。			
	・鎌倉市には勇氣ある決断、研究所の建設中止を求める。			無
	・新研究所に反対。世界から愛される風流な鎌倉市にこのようなものは必要ない。			
	・研究所排気の安全性が疑わしいため、稼働を停止して欲しい。			
	・建設をやめて欲しい。			
	・武田薬品工業新研究所の建設について強く反対する。			
	・武田薬品の施設が建設されることにより、自然環境や実験動物へ十分配慮が行われているか懸念があるため早期の撤退及び運営停止措置を望む。			
	・ぜったいに反対。			
	・研究所を作った事自体がよくない。			
	・研究所の稼働に反対。住民の不安をあおるような施設であれば反対です（施設から近隣住宅まで20メートルほどしか離れていないと聞いている）			
	・地域住民が納得できる協定でなければ、乙は操業を先延ばしにする。			
	・ボイラー、発電機の使用は9時から5時までとする。	・法令上の制約がなければ稼働時間の制限を求めることは難しいと考えます。		無
	・事業所周辺の美化について、どのような考え方で、どのような計画になっているのか。	・武田薬品工業は今後、事業所周辺の整備に取り組むと聞いています。		無
新規項目				
その他	・通勤用自家用車はどのくらいになるか。	・交通についての状況、武田薬品工業の見解は、神奈川県環境アセスの調査の中で行っており公開もしています。また、車通勤の制限やフレックス制度の導入すると聞いています。なお、この件についての取り組みは、今後協議していきます。		無
	・それによる渋滞の発生はどの程度と予想しているか。			
	・それに対する武田の対策は。			
	・鎌倉・藤沢両市は、この件に対して武田とどのような取り決めをしているのか。			
	・住民からの意見に対して行政側には明確な見解を示してもらいたい。	・いただいた意見については、調整中のものも含め市の考え方を示していきます。		無
	・必要なのは市民の安全と生まれ持った健康を維持すること、薬に頼らない自然な環境だ。	・新薬を必要としている方も多くいると考えます。		無
	・新薬の開発は今の世界に全く必要のない事を理解してもらいたい。			
	・鎌倉市が法人税のために動物実験を続けているという話も聞いた。情けない話である。	・鎌倉市は、法人税のために、動物実験を続けているという事実はありません。		無
	・薬物学はその毒性をいかに制御するかが、薬品開発の歴史であり課程は必ず危険を伴うものである。危険を制御して初めて開発、研究の成果となるが対策は非常に難しい。新しい知見を評価できる人は限られている。新しい知見は表に出さないことが極めて重要であるため、情報公開の原則は当てはまらないことを知るべきである。	・環境保全対策や安全対策を最優先した上で企業活動行うよう今後要請していきます。		無
	・武田問題対策連絡会の草案を支持する			無
	・市民に開放される施設となる（社員食堂を市民にも開放する、敷地内で野菜を育てる等交流が持てる場となることを望む）	・近隣住民の皆様との交流については、武田薬品工業も検討中と聞いていますが、市からも働きかけます。		無
	・近隣住民がだれもが安全だと理解できるような、武田の展示場を設ける。		・展示ブースでの説明に不十分な点があるところご指摘については、武田薬品工業に伝え改善するように要請していきます。	無
	・今回寄せられたパブリックコメントをすべてそのまま公開してほしい。	・原文を一部要約して公開しています。		無
	・議会にあげる前に再度修正案を公開してほしい。	・パブリックコメントを踏まえて武田薬品工業と合意した修正案について平成22年12月議会に報告し、市のホームページでも公開しています。		無
	・議会にあげる協定書、覚書は武田薬品工業㈱代表権者と鎌倉市長、藤沢市長が合意したものをあげて欲しい。少なくとも代表権者代理資格者と直接交渉し契約して欲しい。	・それぞれの組織の代表者がその内容に合意した上でこの協定を締結するものと考えます。		無